

豊中市臨時ごみリユース推進支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、リユース可能な家具類等を市民等は無償で提供する事業に対し、当該リユース可能な家具類等を提供することについて必要な事項を定めることにより、ごみの減量を促進することを目的とする。

(リユース家具類等)

第2条 この要綱において「リユース家具類等」とは、家具類（縦、横、高さの合計が2m程度までのものに限る。以下同じ。）、乗り物（自転車、ベビーカーその他これらに類するものをいう。以下同じ。）、キャリーバッグ及びショッピングカート（これらに類するものを含む。以下同じ。）並びに乳幼児用品（チャイルドシート、ベビーチェア及びベビーバスに限る。以下同じ。）であって、これらを臨時ごみとして排出した者から次条各号に掲げる事業に提供することについて同意を得たものをいう。

2 前項の同意は、同意書（様式第1号）の提出をもって得るものとする。

(リユース家具類等を提供する事業)

第3条 この要綱に基づきリユース家具類等を提供する事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、公益財団法人とよなか国際交流協会（以下「とよなか国流」という。）が実施する生活困窮者に家具類その他の物品を無償で提供する事業
- (2) 豊中市伊丹市クリーンランドが実施する市民等に家具類その他の物品を無償で提供する事業
- (3) 市の機関が実施する市民に家具類その他の物品を無償で提供する事業
- (4) 市内の自治会、子ども会、老人クラブ、PTA等営利を目的としない地域団体が実施する市民に家具類その他の物品を無償で提供する事業。ただし、当該地域団体に係る会則若しくは規約の写し又はこれらに準じるもの及び当該無償で提供する事業の企画書若しくはチラシ又はこれらに類するものを提出できるものに限る。

(リユース家具類等の保管及び処分等)

第4条 リユース家具類等は、リユース家具類等保管簿（様式第2号の1）及びリユース家具類等品目規格個票（様式第2号の2）に必要な事項を記載した上で、環境事業所の施設内の所定の場所に保管する。

- 2 家庭ごみ事業課長は、リユース家具類等の状態等を勘案し、必要に応じてリユース家具類等を適宜処分することができる。
- 3 家庭ごみ事業課長は、前項の規定によりリユース家具類等を処分したときは、リユース家具類等保管簿にその旨を記載しなければならない。
- 4 家庭ごみ事業課長は、リユース家具類等品目規格個票を適宜市社協及び、とよなか国流に提供するものとする。

(リユース家具類等の提供等)

第5条 リユース家具類等の提供を受ける者は、家庭ごみ事業課長に希望するリユース家具類等（自転車にあつては、市社協及び、とよなか国流に限る。）を電話等により申し出るものとする。

- 2 家庭ごみ事業課長は、前項の規定による申し出があったときは、当該申出者と協議の上、引渡し日時及び場所を決定するものとする。
- 3 前項の規定により引渡し日時及び場所が決定したリユース家具類等の提供の申し出は、撤回できないものとする。
- 4 リユース家具類等の提供を受ける者は、リユース家具類等の引渡しの際、申込書兼誓約書（様式第3号の1又は様式第3号の2）及び受領書（様式第4号の1又は様式第4号の2）を家庭ごみ事業課長に提出しなければならない。
- 5 家庭ごみ事業課長は、リユース家具類等を提供したときは、リユース家具類等保管簿にその旨を記載しなければならない。

（施行細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、臨時ごみリユース推進支援事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。